四日市市骨髓等提供支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)を提供した者及びその者を雇用する事業者に対し奨励金を交付することについて必要な事項を定めることにより、骨髄等の提供に係る環境整備を推進し、もって骨髄等の適切な提供を支援することを目的とする。

(奨励金の交付対象者)

- 第2条 奨励金は、次の各号に掲げる者に対し交付する。
 - (1) 公益財団法人日本骨髄バンクが行う骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を 完了した者で、市内に住所を有するもの(以下「骨髄等提供者」という。)
 - (2) 市内に所在する事業所において、骨髄等の提供を完了した日(骨髄採取又は末梢血幹細胞採取に伴う入院の最終日をいう。以下同じ。)に骨髄等提供者を雇用していた事業者(ただし、国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。以下「雇用事業者」という。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象としない。
 - (1) 市税を滞納している者
 - (2) 他の地方公共団体から、この要綱による奨励金に相当する補助金その他これに 類するものの交付を受けている者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団又はこれらの 者と密接な関係を有している者
- 3 奨励金は、1の骨髄等提供者につき複数の雇用事業者があるときは、当該骨髄等 提供者に指定された1の雇用事業者に対し交付する。

(奨励金の額)

- 第3条 奨励金の額は、1回の骨髄等の提供につき、次の各号に掲げる対象者の区分 に従い当該各号に定める額とする。
 - (1) 骨髓等提供者 10万円
 - (2) 雇用事業者 5万円

(交付の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする骨髄等提供者は、骨髄等の提供を完了した日から6月以内に、四日市市骨髄等提供支援奨励金交付申請書(骨髄等提供者用)

(第1号様式) に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄等の提供を完了していることを証明する書類又はその写し
- (2) 本市が住所及び市税の納付状況に関し、関係機関に調査することについての同意書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 奨励金の交付を受けようとする雇用事業者は、雇用する骨髄等提供者が骨髄等の 提供を完了した日から6月以内に、四日市市骨髄等提供支援奨励金交付申請書(雇 用事業者用) (第2号様式) に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 骨髄等の提供を完了していることを証明する書類の写し
 - (2) 本市が事業所の所在地及び市税の納付状況に関し、関係機関に調査することについての同意書
 - (3) 骨髄等の提供を完了した日において、当該骨髄等提供者を市内の事業所で雇用していたことを証明する書類又はその写し
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の可否決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、速やかに申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により奨励金を交付することの可否を決定するものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する交付の可否を決定したときは、速やかに決定の内容 及び付した条件を、四日市市骨髄等提供支援奨励金交付決定通知書(第3号様式) により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 奨励金の交付は、前条に規定する交付の決定をもって申請者に対して支払う ものとする。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けた者があるときは、第5条の決定を取り消し、その者に奨励金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、市長

が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。

附 則(平成29年3月31日改正)

この要綱は、平成29年3月31日から施行し、改正後の四日市市骨髄等提供支援事業実施要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

附 則(令和5年3月31日改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する

(健康福祉部衛生指導課)